

ニュースリリース

平成 17 年 2 月 16 日
社団法人 日本監査役協会

会社情報等の信頼向上に向けた証券取引所の上場諸規則の改正 への対応について

(社)日本監査役協会(会長=笹尾慶蔵・旭有機材工業(株)監査役)は2月16日、(株)東京証券取引所(以下「東証」)、(株)大阪証券取引所、(株)ジャスダック証券取引所等の各証券取引所が上場諸規則を改正したことを受けて、すべての会員企業(4,609社、うち上場会社2,478社)に対して企業情報開示の適正性の実効的確保に向けて取り組むよう通知いたしました。

本通知は、先般来、会社情報の開示が適切に行われず、多くの投資者の信頼を損なうような事例が相次いで判明したことを受けて、東証ほか各証券取引所が上場諸規則を改正し、上場会社に対し会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨む旨を宣誓のうえ会社代表者の署名を付した宣誓書を提出し、有価証券報告書又は半期報告書の提出に際しその記載内容が適正である旨の確認書を提出することを義務化する等したことに対して、企業経営の健全性を確保する立場にある監査役(監査委員)として、適切に対応するよう要請するものであります。

本件に関する問合せ先

東京都千代田区丸の内 1-9-1

社団法人 日本監査役協会

事業部 伊藤、上遠野

T E L 03-5219-6125

F A X 03-5219-6120